

1 現在の計画（第2次千葉市消費生活基本計画・千葉市消費者教育推進計画）を踏襲する部分

（1）目的

- ・消費者の権利の確立及び自立支援
- ・安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進
- ・千葉市に関わる全ての消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長すること

（2）位置づけ

千葉市新基本計画（平成24～33年度）との整合性を考慮した個別計画

（3）計画期間

5年間（平成29年度～33年度）

（4）計画の点検・評価・実施状況の公表

- ・年度当初に実施予定を定め、終了後に実施状況を確認する
- ・実施状況については、様々な方向から点検評価を行い、千葉市消費生活審議会に報告の上、その内容を市民に公表する

2 見直しを行う部分

（1）個別施策

- ・第2次千葉市消費生活基本計画策定から5年経過しており、既存の施策の見直しや拡充を実施
- ・消費者の現状・課題を考慮し、重点的に進めていくべき課題、もしくは個別施策の選定

(2) 構成（基本的方向・課題・分類）

基本的方向 1 消費生活の安全・安心の確保

- 課題 1 食品の安全性の確保
- 課題 2 住まいの安全性の確保
- 課題 3 商品・サービスの安全性の確保
- 課題 4 関係機関との連携

基本的方向 2 適正な取引環境の確保

- 課題 1 適正な表示の推進
- 課題 2 適正な計量の推進
- 課題 3 生活関連商品の調査、安定供給

基本的方向 3 相談による消費者被害の救済

- 課題 1 消費者被害の救済
- 課題 2 相談体制の強化
- 課題 3 関係機関との連携

基本的方向 4 自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）

課題 1 消費者被害防止のための教育

- 分類 1 __消費者被害防止に係る教育の促進
- 分類 2 __消費者被害防止に係る啓発の促進
- 分類 3 __消費者被害防止のための見守り体制の強化

課題 2 自立した消費者になるための教育

- 分類 1 __食に関する教育の促進
- 分類 2 __情報とメディアに関する教育の促進
- 分類 3 __環境教育の促進（持続可能な開発のための教育①）
- 分類 4 __国際理解教育の促進（持続可能な開発のための教育②）
- 分類 5 __消費生活の様々な分野における教育の促進
- 分類 6 __消費者教育を促進するための取り組み

課題 3 事業者及び事業所への教育

- 分類 1 __事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
- 分類 2 __職域における消費者教育の促進

課題 4 担い手の育成・支援

- 分類 1 __関係機関との連携
- 分類 2 __地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

※個別施策の記載において、複数の課題や分類にまたがる施策については、施策の趣旨にもっとも合致する分類に振り分ける。